

| | | | |
|------------------|-------------------------------------|---------------|---|
| せいり ばんごう 整理番号 | 4-10-1 | そうだん 相談レベル | 2 |
| ぶん らい 分類 | ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き | | |
| こう もく 項目 | にほん こくせき しゅとく きか 日本国籍を取得(帰化)するとき | | |
| ない よう 内容 | じょうけん 条件 | | |

1 想定される質問の背景

- 難民であって、自分の国の旅券や身分証明書の発行が受けられず、不便を感じている。
- さまざまな事情から、日本国籍を取得する決断をした。

2 基本的な質問と回答

相談者 外国人が日本国籍を取得するにはどうしたらよいのでしょうか？条件はありますか？

回答者 外国人が現在の国籍を離れて日本の国籍を取得する「帰化」を申請します。国籍法第5条が次のような一般的な条件を定めています。なお、日本で生まれた外国人、日本人の配偶者や子などについては、帰化の条件を一部緩和しています。

- 在留資格を有して引き続き5年以上日本に在留していること。
- 年齢が20歳以上で現在の国籍国の法律でも成人に達していること。
- 犯罪歴の有無や態様、納税状況や社会への迷惑の有無等を総合的に考慮して素行が善良であること。
- 申請者またはその配偶者やその他の親族の資産または技能によって安定した生活を送ることができること。
- 無国籍であるか、原則として帰化によってそれまでの国籍を喪失すること。
- 日本の政府を暴力で破壊することを企てたり、主張する者でないこと。あるいはそのような団体を結成したり、加入している者でないこと。

相談者 「帰化」申請の際に必要な書類は何ですか？

回答者 帰化許可申請に必要な主な書類は、①帰化許可申請書(写真添付)、②親族の概要書、③履歴書、④帰化の動機書、⑤国籍を証する書面、⑥身分関係を証する書面、⑦外国人登録原票記載事項証明書、⑧宣誓書、⑨生計の概要書、⑩事業の概要書、⑪在勤及び給与証明書、⑫納税証明書、です。

| | | | |
|------------------|-------------------------------------|---------------|---|
| せいり ばんごう 整理番号 | 4-10-2 | そうだん 相談レベル | 2 |
| ぶん らい 分類 | ざいりゆう しかく てつづき 在留資格&手続き | | |
| こう もく 項目 | にほん こくせき しゅとく きか 日本国籍を取得(帰化)するとき | | |
| ない よう 内容 | しんせい さき 申請先 | | |

相談者 帰化はどこに申請するのですか？

回答者 居住地を管轄する横浜地方法務局やその支局で相談と申請を受け付けています。申請は必ず本人が出向いて行わなければなりません。ただし、申請人が15歳未満の場合は、親権者など法定代理人が代わって手続を行います。

⇒ 法務局

13-3-8へ